

神奈川県手話言語条例

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

こうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたものとの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協

力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



神奈川県

保健福祉局福祉部地域福祉課

神奈川県手話推進計画

(平成28年度～平成32年度)

ろう者とろう者以外の者が相互に
その人格と個性を尊重し合いながら
共生することのできる地域社会の実現

平成28年3月



神奈川県では、平成 27 年4月に、「神奈川県手話言語条例」を施行し、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指すこととしました。

平成 27 年7月に発表した「かながわグランドデザイン 第2期 実施計画」において、主要施策のひとつに手話を利用しやすい環境の整備を掲げ、手話の普及などに関する施策を推進することにしています。

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を持っており、ろう者とろう者以外の方が意思疎通をするために必要な言語です。

県では、この大切な言語である手話の普及等を推進していくため、2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの5年間を計画期間とする「神奈川県手話推進計画」を策定しました。

策定にあたりましては、神奈川県手話言語推進協議会をはじめとして、当事者の方々はもちろん、県民の皆様から大変多くの貴重なご意見をいただきました。「神奈川県手話言語普及推進協議会」などの場を通じて様々なご意見を伺ったほか、計画素案の県民意見反映手続（パブリックコメント）に対しては、24,767 件という、記録的な数のご意見、さらには手話動画によるご意見等が寄せられました。ご協力いただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

計画の策定はゴールではなく、出発点に過ぎません。

今後も引き続き、当事者、県民、市町村や事業者等、様々な方々と連携・協力をしながら、この計画を発展させ、手話の普及等に取り組んでまいります。

今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 28 年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

目 次

第1章 計画の概要 ······	1
第2章 施策の展開 ······	11
第3章 推進体制 ······	21
用語解説 ······	22
「神奈川県手話推進計画」策定の経緯 ······	25
神奈川県手話言語条例 ······	27

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

平成18年に国際連合において「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択され、手話が言語であることが明記されました。

国においては、この障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれ、あわせて手話が言語であることが明記され、その後、平成26年1月20日、わが国は障害者権利条約を批准しました。

神奈川県では、平成26年12月25日、手話に対する理解を推進するために「神奈川県手話言語条例（以下「条例」という。）」を制定、平成27年4月に施行しました。この条例では「手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である」とし、県は、手話の普及等を推進する責務を有するとともに、「手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない」と規定しています。

この手話推進計画を策定し、広く県民からの理解をいただきながら普及等を推進することにより、「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現」をめざします。

※ 手話言語条例において「ろう者」とは、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度の聴覚障害者を含め手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいいます。

※ この計画において「手話」は、盲ろう者が使用する触手話や接近手話を含むものとします。

2 計画が目指すもの

手話推進計画は、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例に基づいて策定します。

そのため、条例の考え方に基づいて、手話の普及等に関する基本的な3つの方向性を定めます。

[3つの方向性]

- 1 手話の普及
- 2 手話に関する教育及び学習の振興
- 3 手話を使用しやすい環境の整備

計画の実施にあたっては、市町村や事業者、手話を使用する方々と協力しながら、施策を推進していきます。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

※計画年度中であっても必要に応じて見直しを行い、計画を修正します。

4 手話をとりまく現状

ろう者は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情で表現する視覚言語の「手話」を母語として、コミュニケーションを図ったり、物事を考えたりしています。

同じように、ろう者以外の人たちは、音声言語を使います。

(1) 神奈川県の聴覚障害者の数

身体障害者手帳の交付を受けている方は、平成27年3月31日現在で約26万9千人、そのうち聴覚・平衡機能障害は、約2万3千人です。

神奈川県の人口は、平成27年4月1日現在で約910万人であり、およそ1,000人のうち約2.5人に聴覚・平衡機能の身体障害者手帳の交付を受けています。

【神奈川県内の身体障害者手帳の交付者数等】

(単位：人)

項目	23年	24年	25年	26年	27年
身体障害者手帳交付者数	251,146	257,385	261,835	267,724	269,644
聴覚・平衡機能障害 ^{*1}	21,246	22,455	22,610	23,016	23,450
神奈川県人口 ^{*2}	9,044,930	9,052,730	9,061,378	9,079,236	9,099,935

(出典：保健福祉行政の概要、神奈川県人口統計調査)

*1 各年3月31日現在の数字

*2 各年4月1日現在の数字

(2) 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況

【障害の程度別にみた聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（複数回答・全国）】

区分	総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
割合(%)	100.0	69.2	30.2	9.5	18.9	6.8	5.9

【上記のうち、手話・手話通訳をコミュニケーション手段とする者の障害等級別の状況】

級別	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
割合(%)	18.9	75.0	38.7	7.4	-	-	1.1	41.2

(出典：厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査結果」)

(3) 学校での手話教育

聴覚障害者である児童・生徒への教育を行う特別支援学校（ろう学校）では、学習指導要領に「障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるようすること」と示されていることから、一人ひとりの状況等に応じた手話等の学びに取り組んでいます。

【神奈川県内の特別支援学校（ろう学校）児童・生徒数】					(単位：人)
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
341	325	321	306	299	

(出典：平成26年度神奈川の特別支援教育資料)

コラム

<神奈川県手話推進計画に寄せて>

神奈川県手話言語普及推進協議会 河原 雅浩 委員
(神奈川県聴覚障害者連盟推薦)

手話とは

ろう者がコミュニケーションを行う時や物事を考える時に使う言語で、手、指、表情などを使って伝えたい内容や考えていることを表す、視覚的な言語であり、聞こえる人が使っている日本語とは全く違う語彙や文法体系をもった言語です。そして、ろう者にとっての第一言語なのです。

ろう者と日本語

ろうの子供は、聞こえる子供のように日本語を耳で聞いて自然に身につけることはできません。

また、ろう学校等での口話法等による日本語の指導も限界があり、日本語を十分に身につけることは非常に困難です。

したがって、多くのろう者にとって日本語は外国語であり、コミュニケーションはもちろん、読み書きも苦手なのです。

ろう児と手話

現在のろう学校では、授業に手話を取り入れているところが増えています。

しかし、正規の学科として手話を学ぶことはありません。

聞こえる子供が学校の国語の時間で日本語を学ぶのと同じように、ろうの子供がろう学校や自分の通う学校で手話を学ぶことができるようになります。

(4) 聴覚障害者に対する総合的な支援

神奈川県では、昭和55年に「神奈川県聴覚障害者福祉センター」を全国に先駆けて設置し、乳幼児から高齢者まであらゆる年代の聴覚障害者の相談

やコミュニケーション指導、訓練などの意思疎通支援に取り組むとともに、手話通訳者など専門性の高い人材を養成して派遣しています。

【神奈川県聴覚障害者福祉センター】

■施設概要

設置主体 神奈川県

所在地 神奈川県藤沢市藤沢 933-2 (藤沢駅から徒歩 15 分)

設置年月日 昭和 55 年 4 月 1 日

■設置目的

聴覚障害(児)者の社会的自立を促進するため、各種の相談、指導、訓練、及び日常生活に必要な情報の提供等を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等を行い、福祉の増進を図ることを目的とします。

■事業内容

・相談

聴覚障害児・者と家族、関係者を対象に、聴力検査やコミュニケーションなどの相談を幅広く実施しています。相談方法は、予約による来所のほか、Eメールや ファクシミリ、電話等によります。

【年代別来所相談件数】

(単位：件)

内訳	24 年度	25 年度	26 年度
乳幼児	382	457	309
学齢児	160	138	74
聴覚障害者等	2,217	2,128	1,940
計	2,759	2,723	2,323

【Eメール等による相談件数】

(単位：件)

24 年度	25 年度	26 年度
217	216	216

・乳幼児指導

聴覚障害乳幼児とその家族を対象に、聴能、言語及びコミュニケーションについての指導を実施しています。

【聴覚障害乳幼児指導の延人数】

(単位：人)

24 年度	25 年度	26 年度
633	667	694

・コミュニケーション教室

聴覚障害者を対象に、より良いコミュニケーション手段や方法を身につけるための言語教室や読話教室、手話教室を実施しています。

【聴覚障害者指導の延人数】

(単位：人)

24年度	25年度	26年度
391	358	411

- 手話通訳者及び要約筆記者の養成・研修

【手話通訳者養成数】

(単位：人)

24年度	25年度	26年度
7	6	7

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

【手話通訳者派遣延人数】

(単位：人)

24年度	25年度	26年度
2,625	2,384	2,698

- 盲ろう者通訳・介助員の養成・研修

【盲ろう者通訳・介助員養成数】

(単位：人)

24年度	25年度	26年度
12	21	29

- 盲ろう者通訳・介助員の派遣

【盲ろう者通訳・介助員派遣延人数】

(単位：人)

24年度	25年度	26年度
2,683	2,856	2,931

- 聴覚障害福祉の普及啓発

聴覚障害についての理解を深めるため、講座の開催や地域の行事に参加して行う情報提供、センター職員が地域に赴き情報提供等を実施しています。

【講座等参加者数】

(単位：人)

内訳	24年度	25年度	26年度
聴覚障害について知る講座	56	68	44
地域聴障センター	147	155	184
地域支援講座	498	245	362
計	701	468	590

- 字幕入りビデオテープ等の貸し出し及び自主制作

- 情報提供

【横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設】

- 所在地 横浜市港北区鳥山町 1752
- 概要 聴覚障害者情報提供施設は、平成 4 年 10 月 1 日にオープンしました。市内の聴覚障害者団体、関係機関をはじめとして 他都市の情報提供施設とも連携しながら事業を実施しています。

【川崎市聴覚障害者情報文化センター】

- 所在地 川崎市中原区井田三舞町 14-16
- 概要 川崎市聴覚障害者情報文化センターは、聴覚障害者にとって必要な情報を提供するとともに、聴覚障害者の文化活動や社会活動等を支援し、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的として平成 12 年 1 月 4 日オープンされました。

(5) 神奈川県の手話通訳者

ろう者とろう者以外の人たちを手話と音声言語でつなぐのが、手話通訳者です。手話通訳者は、必要な知識を身につける講義や、手話の表現、読み取り技術の習得などを経て、県や市の手話通訳者認定試験等を受験し、合格者が手話通訳者となります。合格後は、活動する各地域に登録します。

神奈川県内には、平成 26 年 3 月 31 日現在で延 654 人※が登録しています。

※各市町村の登録等人数の合算（重複あり）

【県内の手話通訳者のうち神奈川県が養成した手話通訳登録者数】（単位：人）

24 年度	25 年度	26 年度
163	160	159

(6) 神奈川県の盲ろう者通訳・介助員

盲ろう者一人ひとりの障害特性に応じたコミュニケーションスキルを用いて、盲ろう者に、①周囲の状況やメディアなどの情報を伝える、②会議や講演などで内容通訳する、周囲とのコミュニケーションを支援する、③移動支援をすることによって、盲ろう者の自立と社会参加を促す重要な役割を果たすのが、盲ろう者通訳・介助員です。盲ろう者通訳・介助員は、通訳・介助に必要な知識や技術を身につける講座等を受講し修了した人が、盲ろう者通訳・介助員となります。

神奈川県内には、平成 26 年 3 月 31 日現在で 333 人が登録しています。

【神奈川県の盲ろう者通訳・介助員登録者数】（単位：人）

24 年度	25 年度	26 年度
269	290	333

※盲ろう者について

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者は、見え方と聽こえ方の障害の程度により、一人ひとりの障害特性が異なります。盲ろう者のコミュニケーションには、手を触る触手話や相手が自分の指に点字を打つ指点字など、障害特性

に応じた意思疎通手段があります。

神奈川県の身体障害者手帳交付数のうち、視覚と聴覚に重複した障害は、平成26年2月1日現在で567人です。

コラム

<神奈川県手話推進計画に寄せて>

神奈川県手話言語普及推進協議会 田畠 真由美 委員
(神奈川盲ろう者ゆりの会推薦)

神奈川県手話言語条例がスタートしました。この条例をきっかけに、言語的少数者が身近に大勢いることを知って頂き、その言語を共に大切にして頂きたいと思っています。

視覚と聴覚の両方に障害を併せもつ盲ろう者の手話をご存知ですか。盲ろう者は、手を触れ合う手話（触手話）や残存視力に合わせて表出する手話（接近手話・弱視手話）を使います。そして、盲ろう者のコミュニケーション手段は手話だけではありません。指點字、音声、手のひら書きなど様々です。固有のコミュニケーション手段をもつ盲ろう者には、誰にでもいつでも思いを存分に伝えられない辛さや孤独感が常にあります。それゆえに、人と心通わせるやり取りが出来た時の喜びは、とても大きいです。盲ろう者の移動とコミュニケーションを支えているのは、盲ろう者通訳・介助員という専門職です。

また、先天性盲ろう児の言語獲得には、長い時間と丁寧な教育が必要なのですが、手話が大いに役立っています。まずは物には名前があるなど言語概念や伝え合いたいという心を育み、身振りやサインなどから手話的表現などへと言葉の力を伸ばしていきます。

盲ろう者は、手話など様々なコミュニケーション手段を用いて会話をし、豊かな文化や世界観を築いています。盲ろう者の存在を多くの方々に知って頂きたいと思います。盲ろう者は皆さんと同じ社会に暮らす者として、等しく学び仕事をし、共に笑顔で過ごすことを望んでいます。

(7) ろう者以外の人たちの手話

ろう者以外の人たちは、これまで手話を学ぶ機会や、ろう者とのコミュニケーションをとる機会が少ないため手話への理解が進まず、ろう者と十分な意思疎通が図れていませんでした。

例えると、自分には理解できない外国語で話しかけられ、うまくコミュニケーションがとれなかったことから、その人柄や考えを知る前に交流をあきらめてしまったというようなことです。

ろう者とろう者以外の人たちは、異なる言語を母語としているため意思疎通が十分でないことから、お互いに誤解があつたり、偏見があつたりと、見えない壁にコミュニケーションを阻まれていました。

手話への理解を深めることは、手話という言語によって築かれている
ろう者の考え方や感情、生活や文化への理解を深めることにつながります。

こうして、お互いの言語を理解し合うことが、相互に人格と個性を尊重
し合い、共に生きる社会の実現をめざしていくことにつながっていきます。

5 施策の考え方

(1) 手話の普及

すべての県民に対して、ろう者や手話に対する理解を促進していくとともに、言語である手話の普及推進を図ります。

(2) 手話に関する教育及び学習の振興

教育現場で手話を学ぶ機会等を充実させるため、手話の学習教材の整備や、手話学習の機会を充実します。聴覚障害のある児童・生徒が学ぶ特別支援学校等においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、個々の教育的ニーズに配慮しつつ、手話の学習を行っていきます。

また、県民が、身近で手軽に手話を学ぶことができるしくみを整えます。

(3) 手話を使用しやすい環境の整備

日常生活で手話を使用する機会が充実するよう取り組みます。

また、災害発生等の非常時において、ろう者が十分な情報を得られるしくみを検討するとともに、手話通訳者の養成と活躍する機会の拡充を図ります。

第2章 施策の展開

1 手話の普及

[課題]

- ☞ 手話の普及を推進していくためには、ろう者に対する理解についても併せて促進することが必要ですが、十分ではありません。
- ☞ ろう者は、外見だけでは耳が聴こえないことを周囲の人に理解してもらえない。例えば、店内放送等があっても気づかずいたり、内容が分からずに困ってしまうことがあります。
- ☞ ろう者は、相手の声が聞こえないだけでなく、話すことが難しい場合も多いために、ろう者にとって目に見える手話は、最も大事な言葉（言語）となっています。
- ☞ 手話を言語として生活しているろう者は、筆談などでは意思を十分に伝えられず、手話が一番使いやすい意思伝達の手段となっています。
- ☞ ろう者や手話に対する理解を促進するため、手話がこのように大切で独自の文化を持った言語であることについて、広く県民に十分な周知を図り、普及していくことが必要です。

(1) 手話への理解促進

施策1 県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解を深めます。

手話講習やシンポジウムの開催等により、老若男女すべての県民に対して、ろう者や手話に対する理解を促進するよう、取り組みます。

その際、手話そのものだけでなく、言語としての手話の特徴や、ろう者がどのようなことで困っているのか、などについて理解を深めることができるよう、普及啓発に努めます。また、例えば「手話記念日」を創設するなどのしくみづくりにも取り組みます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話講習会の実施				毎年実施	

(2) 手話の普及推進

施策2 各種広報を充実し、手話の普及啓発を進めます。

手話のリーフレットや動画の作成など、様々な広報媒体を活用しながら、手話の普及啓発を進めます。

県民だれもが手話に関心を持ち、手話でいさつ等の日常生活上の基本的なコミュニケーションができるようになることに取り組みます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話に関する広報の実施					継続的に実施

施策3 イベント等を活用して、手話の普及等を進めます。

県主催のみならず、民間や市町村イベント等を積極的に活用し、ろう者とろう者以外の方の交流の場を設け、県民が実際に手話と出会う機会をつくりながら、手話の普及推進を図ります。

特に、子どもたちや若い世代により多くの興味や関心を持ってもらうため、キャラクターを活用する等により、効果的な実施に努めます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話イベントの開催					毎年1回実施

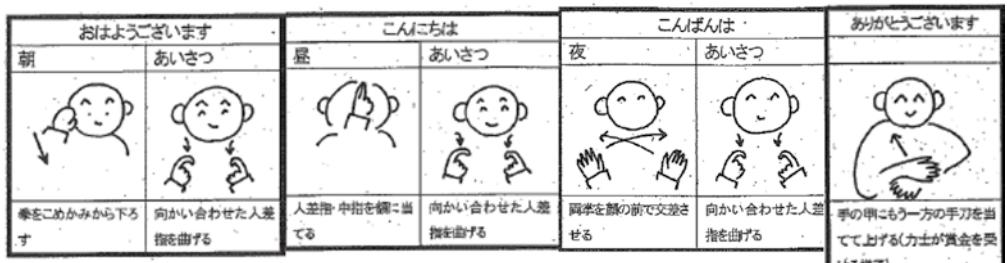
コラム

＜神奈川県手話推進計画に寄せて＞

神奈川県手話言語普及推進協議会 戸井田 愛子 委員
(公益財団法人神奈川県身体障害者連合会推薦)

はじめに、簡単な手話を覚えましょう。

『おはよう』『こんにちは』『こんばんは』『ありがとうございます』
聴覚の方とお友達になりましょう。



2 手話に関する教育及び学習の振興

[課題]

- ☞ 県民の誰もが手話を知り、学べる機会や場所が十分ではありません。
- ☞ 小・中学校、中等教育学校・高等学校では、継続的に手話を学ぶ機会が少ないため、手話を体系的に学ぶ学校用の教材が必要です。

(1) 学校で手話を学ぶ機会等の充実

施策4 児童・生徒の手話の学びを充実します。

各学校で児童・生徒が手話を学べるよう、簡単なあいさつを記載したリーフレットや動画等を学習教材として作成し、提供します。また、各学校で手話を学ぶ取組みが充実するよう手話に関する優れた取組みを事例集にまとめ更新していきます。それにより、それぞれの学校の状況に応じて、授業や特別活動等において、手話を学ぶ機会を充実していきます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話教材					

施策5 教員向けの手話研修を充実します。

手話への理解を深めるため、県教育委員会が実施する教員研修や説明会等において手話に関する講義等の時間を設けます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
教員向け手話研修					

(2) 手話を学習するしくみづくり

施策 6 手話を学ぶためのしくみを充実します。

手話を、手軽に分かりやすく学習できるよう、手話に関する学習冊子や動画を作成し、幅広く県民に利用していただきます。

また、各種団体等が実施している手話講習等の学習情報について、県のホームページから提供するなど、誰もが気軽に、手話について学べる機会を整備します。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
冊子の作成					
動画の作成					
手話講習等の情報提供					

作成、配布(配信)する

順次、県ホームページで公表する

3 手話を使用しやすい環境の整備

[課題]

- ☞ 手話での対応が可能な公共の窓口や、企業・商店等は、まだ多くはありません。観劇やイベント等も同様の状況です。県民生活の様々な場面で、手話を使うことのできる環境の整備に向けて取り組む必要があります。
- ☞ 災害や事故、病気などの非常時は、ろう者が自らの安全を守るために十分な情報を得ることが、常にも増して困難となります。
- ☞ 手話で会話ができる人材や、手話通訳者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に向けた取組みや、手話通訳派遣の拡充が必要です。

(1) 手話を使用する機会の充実

施策 7 日常生活において手話を使用できる機会の充実に努めます。

県機関（県庁及び出先機関）において、手話による基本的な対応ができるよう、県職員対象の手話講習等の機会を拡充します。

県民生活の各場面において、基本的な手話が使われ、各事業所の窓口等でも、基本的な手話の対応ができるように、民間事業者、関係機関に対して幅広く働きかけ、手話やろう者への理解の促進を行います。

生活情報や観光情報をはじめ、各種情報の提供により、ろう者が社会で一層活躍するしくみづくりに取り組みます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
県庁全所属で基本的な手話応対					
民間事業者等 手話講習会					

5年間で全所属が実施
実施を働きかける

施策8 非常に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進します。

災害や事故、病気などの非常に、ろう者が十分な情報を得られるとともに、意思を伝えることができる環境の整備に向けて、広く県民に、非常に、ろう者が情報を得づらく支援が必要なことを周知します。

そして、防災や安全、医療等を担っている関係機関の協力を得ながら、手話研修の充実に向けて働きかけを行います。

また、民間で行われている情報通信技術を活用したサービスの拡充などを含めて、関係団体等と連携・協力しながら、意思疎通の方法や支援のあり方を検討します。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
非常時対応検討					

検討
事業実施

(2) 手話通訳の充実等

施策9 手話通訳者の計画的な養成等に努めます。

「神奈川県障害福祉計画」を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員を養成するとともに、スキルアップのための現任研修事業を実施します。

手話通訳者の派遣制度について、派遣コーディネーターや各市町村の担当者対象の研修会を実施し、情報の共有化によるサービス向上を促します。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者の養成者数	68人	67人		順次、養成する	
要約筆記者の養成者数	68人	69人		順次、養成する	
盲ろう者通訳・介助員の養成者数	30人	30人		順次、養成する	

※上記数値には、政令市・中核市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の養成者数を含んでいます。

施策 10 手話通訳者が派遣される機会等を拡充します。

県民が参加する県事業に手話通訳者が派遣されるよう、取組みを進めます。

また、市町村や民間の事業や行事にも手話通訳者が派遣されるように働きかけます。

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
県事業		順次、県事業に手話通訳者を派遣			
市町村、民間等		市町村、民間等へ手話通訳者の派遣を働きかける			

＜神奈川県手話推進計画に寄せて＞

神奈川県手話言語普及推進協議会 山本 恵三子 委員

(神奈川県手話通訳者協会 推薦)

あなたが、ろう者の集まりにひとりで出席する場面を想像してみてください。手話での会話に入れず、きっと不安と疎外感を感じることでしょう。それは、ろう者が毎日の生活の中でたえず味わっている思いなのです。

専門的な技術を身に付け資格を取得した者を手話通訳者と言い、通訳者はろう者と聴者の様々なコミュニケーションを繋ぎます。双方の育成環境や背景の違い、聞こえない障害が理解され難いことからおきる会話のズレにも注意しながら、円滑・対等に会話ができるよう、場合によっては双方に情報提供する場合もあります。ろう者にとって手話通訳制度は自立した生活、国民として対等・平等に社会参加し自己実現するために欠かすことの出来ない権利といえます。

県民に広く理解と手話が普及し、手話で挨拶したりおしゃべりできる「当たり前に手話がある暮らし」と手話通訳制度を高めていく事で共生社会の実現に一步近づくのです。

<神奈川県手話推進計画に寄せて>

神奈川県手話言語普及推進協議会 萩原 昌子 委員（公募委員）
観劇サポートについて

聞こえなくても、家族や友達と一緒に演劇や映画を楽しみたい、と希望する人は多くいます。しかし日本ではまだまだ、聴覚に障害を持つ人の観劇環境は恵まれていません。せっかく一緒に行っても何故みんなが笑っているのかわからず、一人でポツンと首をかしげている寂しさは限りありません。

イギリスでは、障害のある人もない人も一緒に楽しめるよう、上演期間に必ず1回は手話通訳・字幕がつき、視覚障害の人のために開幕前の事前案内等が用意されています。

日本ではなじみの薄い舞台手話通訳ですが、同じ感動や共感を得られる喜びはまたひとしおです。手話や字幕を通じた「芸術への橋渡し」は、障害を越えて多くの子どもたちが文化芸術、アートの世界に触れる機会を増やし、色彩豊かな世界に気づくきっかけにもなるでしょう。

神奈川県が全国に先駆けた取組みで、どんな人も足取り軽く劇場や映画館に訪れる街になってほしいと心から思います。

“見える言葉”でコミュニケーション

どんな人も聴こえ方は同じではなく、ろう、難聴の人たちも十人十色で、全員が同じ聴こえにくさの感覚を持っているわけではありません。補聴器をつけても「あ」が「あ」とは聞こえてきません。補聴器から聞こえる音は、実は、薄切りだったり、歪んでいたり、モザイクがかかっていました。耳元に口を寄せて大声を出されても、わからないのです。

ろう者、難聴者は、手話や字幕など視覚を通じた情報を得ることが非常に大切です。そのため、「目で見る言葉」手話が生きてきます。

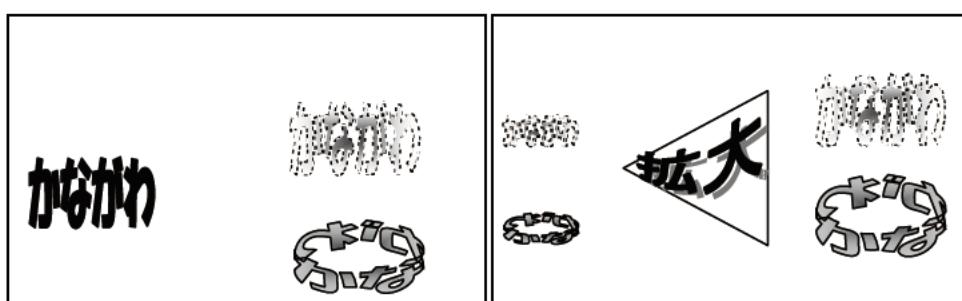
一方で、手話を知らずに育ってきたろう者や難聴者も多くいます。そういう場合、「目」から伝えることを知っていると、言葉の見える化=文字でコミュニケーションすることもできます。

「見る言葉」「見える言葉」手話を学ぶことで「聴こえない」ことをどのようにフォローするか、お互いに歩み寄るきっかけになるのではないかでしょうか。

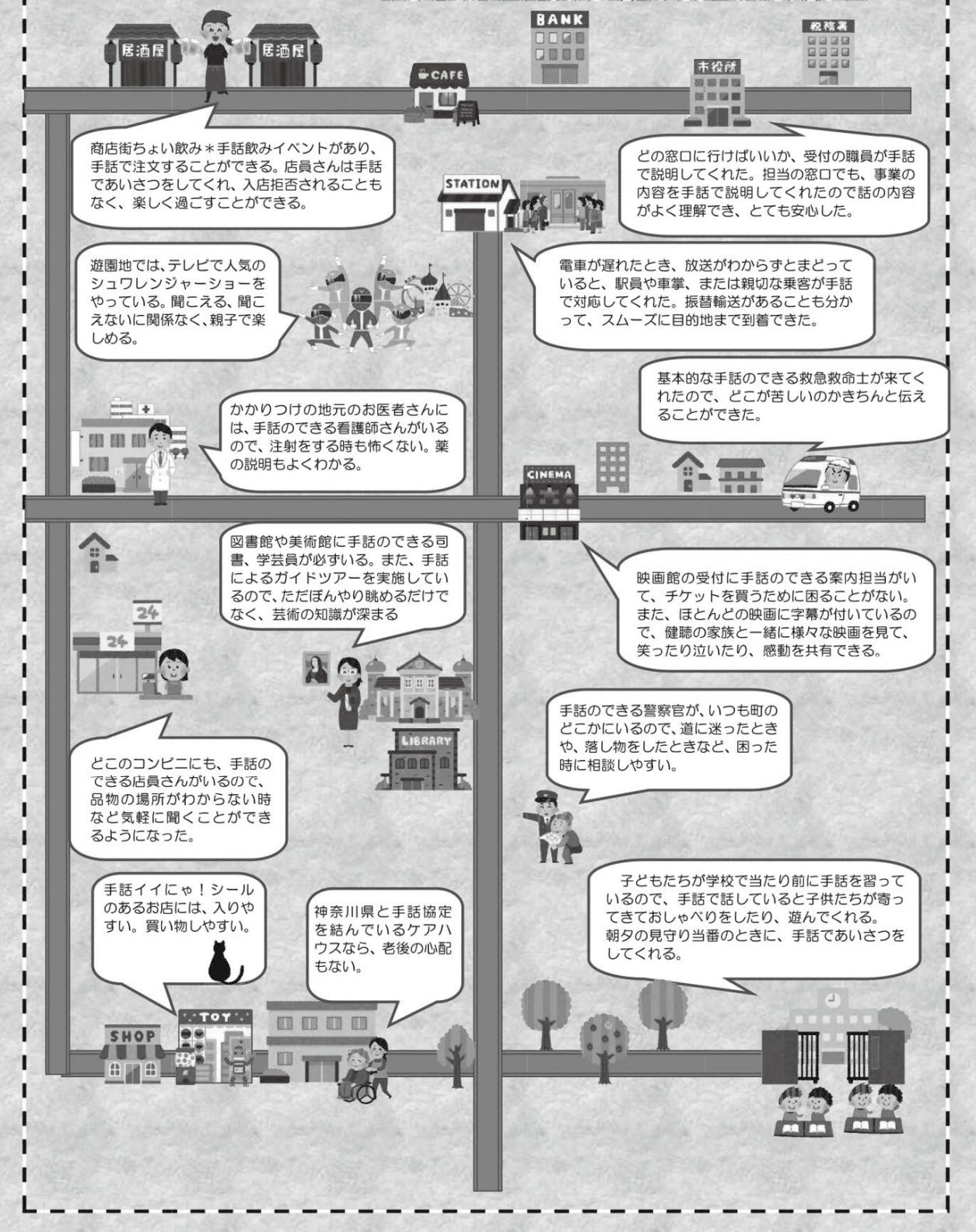
これが

こう聴き取れる

補聴器で拡大してもこのまま



～手話のある街 神奈川県 未来予想図～



手話推進計画に係る施策の展開について（全体図）

【大柱】	【中柱】	【5年後の神奈川県の姿】	【施策の展開】
1 手話の普及	(1) 手話への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「手話記念日」が創設され、広く県民が手話に関心を持ち、手話の講習会などにより理解が進むためのしくみがつくられている。 	<p>施策 1 県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解を深めます。</p>
	(2) 手話の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・手話の普及啓発が、広く継続的に行われ、県民が手話に関心を持ち、日常的に手話で初歩的なあいさつ等ができる。 ・マスコットキャラクターを活用したイベントを開催などにより、普及啓発が行われている。 	<p>施策 2 各種広報を充実し、手話の普及啓発を進めます。</p> <p>施策 3 イベント等を活用して、手話の普及等を進めます。</p>
2 手話に関する教育及び学習の振興	(1) 学校で手話を学ぶ機会等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で、手話を学ぶ機会が設けられている。 ・児童・生徒が手話を学ぶために、分かりやすい教材等が整備されている。 	<p>施策 4 児童・生徒の手話の学びを充実します。</p> <p>施策 5 教員向けの手話研修を充実します。</p>
	(2) 手話を学習するしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が、身近で手話を学びたいと考えた際に、必要とする内容やレベルに応じて、手軽に手話学習が行えるしくみがある。 	<p>施策 6 手話を学ぶためのしくみを充実します。</p>
3 手話を使用しやすい環境の整備	(1) 手話を使用する機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者のためのポータルサイトが開設され、ろう者への情報提供や、ろう者同士での情報共有が充実している。 ・災害時等の非常時に、ろう者へ必要な情報提供が行われている。 ・行政窓口や民間施設の総合案内などで、手話を使った基本的な案内や応対が行われている。 	<p>施策 7 日常生活において手話を使用できる機会の充実に努めます。</p> <p>施策 8 非常時に、手話で意思疎通ができる環境の整備を促進します。</p>
	(2) 手話通訳の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の計画的な養成が行われている。 ・県が事業や施策を説明する際は、手話通訳が利用できる。 	<p>施策 9 手話通訳者の計画的な養成等に努めます。</p> <p>施策 10 手話通訳者が派遣される機会等を拡充します。</p>

第3章 推進体制

1 神奈川県手話言語普及推進協議会

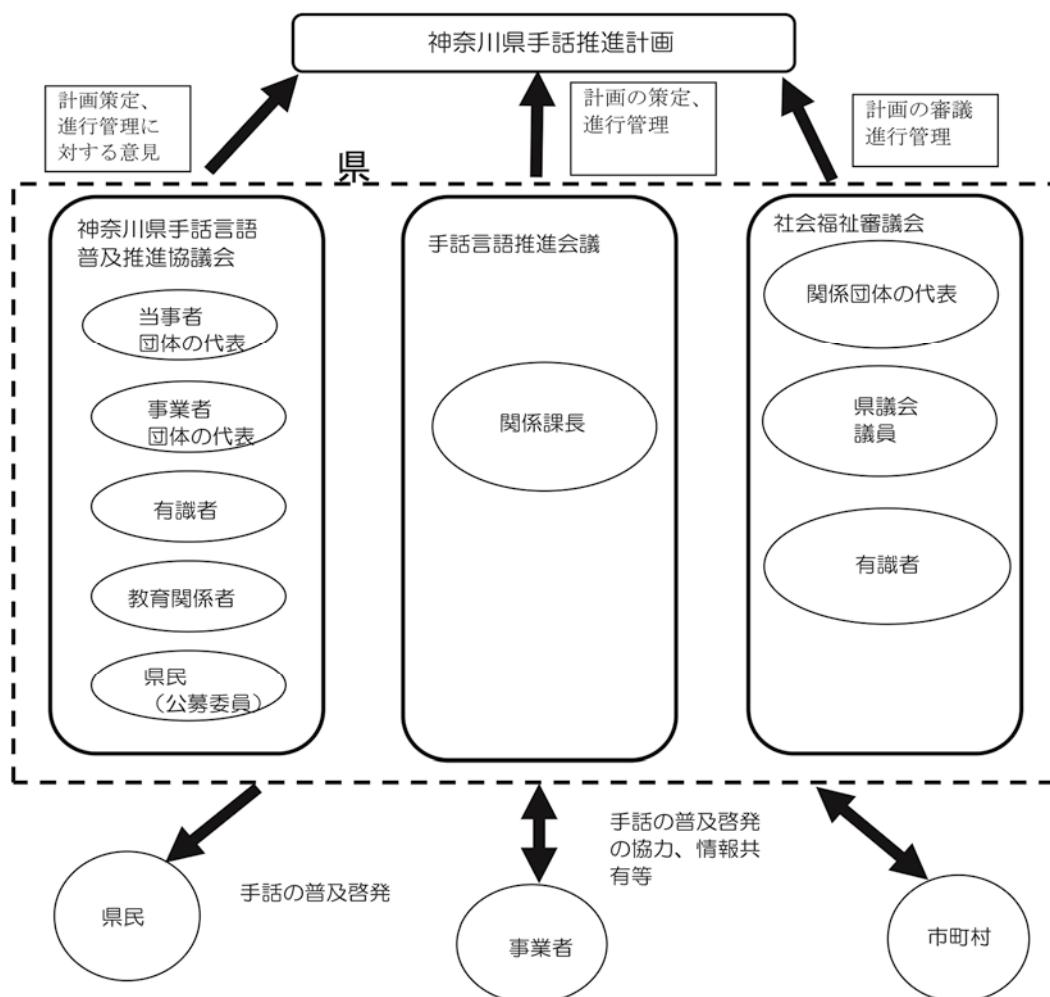
条例第8条に規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理等を行うにあたって、有識者等から意見を聴取するため、神奈川県手話言語普及推進協議会を設置します。

2 手話言語推進会議

条例第8条に規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理等を行うため、庁内組織として手話言語推進会議を設置します。

3 市町村や事業者等との連携・協力

手話の普及等に関する施策の推進には、市町村や事業者等との連携や協力が重要であることから、県は、市町村や事業者等に対する働きかけを進めています。



用語解説

【か】

神奈川県障害福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保等について、県が定める計画。

【し】

障害者基本法

障害者のための施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を定める法律。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

触手話

話し手が手話を表し、盲ろう者が話し手の手に触れて手話の形を読み取ることにより、話の内容を伝える方法。

手話

「ろう者」の間で使われる、主として手の形、位置、動きや表情により概念を表し、お互いの意思を伝え合う「視覚言語」であり、「音声言語」である日本語とは異なる文法を持つ言語。

手話通訳

手話を用いて、ろう者とろう者以外の人のコミュニケーションを仲介すること。

手話通訳者

手話の知識と技能を用いて、ろう者とろう者以外の人のコミュニケーションを仲介する人。

身体障害者手帳

身体に障害のある方が各種の相談や援助を受けやすくするため、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に交付される手帳。

【せ】

接近手話

盲ろう者が弱視である場合に、その盲ろう者の見やすい距離や範囲内で手話をを行い、話の内容を伝える方法。

【と】

等級

身体障害者福祉法第4条別表で定められた身体障害者及び身体障害者福祉法施行規則第5条第3項で定められた、1級から6級までの身体障害者障害程度等級。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【も】

盲ろう者

目と耳に重複して障害があり身体障害者手帳に視覚障害と聴覚障害の両方に記載のある人の総称。

盲ろう者通訳・介助員

手話、点字、指点字、ブリストア、筆記、パソコン等により、盲ろう者との通訳技術を有し、盲ろう者の通訳・介助を行うことができる者。

【よ】

要約筆記

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。要約筆記には主に以下の3つの方法がある。

- ・ノートテーク（手書き）
- ・OHP（オーバーヘッドプロジェクター）使用の手書き
- ・パソコン要約筆記

要約筆記者

要約筆記作業に従事する人。

【ろ】

ろう学校

聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育のために整備された学校であり、

幼稚園・小学校・中学校又は高等学校に準ずる教育を行う。併せて障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授ける。

平成 19 年（2007）学校教育法の改正により、法律上の区分は「特別支援学校」となったが、現在も、ろう学校の名称を残す学校もある。

神奈川県内には、県立平塚ろう学校、横浜市立ろう特別支援学校、川崎市立聾学校、横須賀市立ろう学校の 4 つのろう学校がある。この他に幼稚部、小学部、中学部に聴覚障害教育部門を設置する県立相模原中央支援学校がある。

「神奈川県手話推進計画」策定の経緯

1 条例制定

平成 26 年 12 月 25 日 神奈川県手話言語条例成立

平成 27 年 4 月 1 日 神奈川県手話言語条例施行

2 計画への県民意見の反映

「神奈川県手話推進計画」素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

平成 27 年 12 月 24 日～平成 28 年 1 月 25 日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載（文書、手話動画）、県機関等での閲覧及び配布、手話による意見聴取会の開催

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見聴取会（1月 14、15 日）等

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数 24,767 件（意見提出者数 6,757 人、21 団体）

イ 意見の内訳

区分	件数
(a) 計画全体	1,916 件
(b) 手話の普及	1,403 件
(c) 学校で手話を学ぶ機会等の充実	4,451 件
(d) 手話を学習するためのしくみづくり	736 件
(e) 手話を使用する機会の充実	7,195 件
(f) 手話通訳の充実等	5,632 件
(g) 推進体制	8 件
(h) その他	3,426 件
計	24,767 件

ウ 意見の反映状況

区分	件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	2,550 件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4,803 件
(ウ) 今後の参考とします。	16,235 件
(エ) 反映できません。	1,153 件
(オ) その他（感想・質問等）	26 件
計	24,767 件

3 会議等による検討

(1) 神奈川県手話言語普及推進協議会

平成 27 年 5 月 20 日	計画骨子案の方向性について
平成 27 年 8 月 26 日	計画骨子案について
平成 27 年 11 月 10 日	計画素案について
平成 28 年 2 月 9 日	パブリックコメントの結果報告について
平成 28 年 3 月 22 日	計画案について

(2) 神奈川県手話言語推進会議

平成 27 年 5 月 27 日	計画のスケジュールについて
平成 27 年 9 月 1 日	計画骨子案について
平成 27 年 11 月 24 日	計画素案について
平成 28 年 2 月 4 日	パブリックコメントの結果報告について

(3) 当事者団体等へのヒアリング

平成 27 年 7 月 16 日～平成 27 年 7 月 30 日	計画の策定について
平成 27 年 10 月 9 日	計画の策定について

(4) 神奈川県議会厚生常任委員会

平成 27 年 7 月 2 日	計画のスケジュールについて
平成 27 年 9 月 30 日	計画骨子案について
平成 27 年 12 月 2 日	計画素案について
平成 28 年 3 月 1 日	計画案について

(5) 神奈川県社会福祉審議会

平成 28 年 3 月 30 日	計画案について
------------------	---------

神奈川県手話言語条例

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

こうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたもの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の

理解の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



神奈川県

保健福祉局福祉部地域福祉課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4804(直通)
FAX(045)210-8857(直通)